

第779回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年10月12日（火） 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和3年10月12日（火） 午後2時00分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室

4. 出席した委員（番号1から14）及び推進委員（番号15から20）の氏名

4 川嶋 敏明	5 一戸 実	6 門上 牧夫
7 新堂 政登	8 千葉 準一	9 中村 均
10 北澤 邦彦	11 浦田 秀人	12 種市 廣
13 宮古 久光	14 古田 武信	15 赤沼 成人
17 葛巻 広行	19 月館 操	20 駒澤 慎

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

1 佐々木 和枝	2 立崎 京子	3 月館 啓三
16 沼山 英明	18 田面木 優	

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 小島 一人
 - 次 長 山本 誠
 - 係 長 小比類巻 浩

 - 会議書記・・・主 事 熊野 健太

7. 議 案
 - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る要請について
 - 【議案第2号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
 - 【議案第3号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第4号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第5号】農地の現況照会に伴う農地・非農地の判定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和3年10月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第779回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全12名で、3名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定する定員数には達しているため、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお欠席となるのは、1番 佐々木委員、2番 立崎委員、3番 月館委員になります。また、推進委員につきましては、4名の出席で沼山推進委員、田面木推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

委員の皆様には御多忙のところ、第779回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

10月に入り全国の緊急事態宣言等も解除された中、暑い日もありますが、めっきり涼しくなり、夜間から早朝は肌寒くなるなど、秋本番といった気候になり、引き続きコロナ対策に加えインフルエンザ予防にも気をつけるような季節となってきました。

そのような中であって、皆様すでにご存じのことと思いますが、県の稲作農業の発展に顕著な業績を上げた団体等が表彰される今年度の「田中稔賞」に、当委員会千葉会長職務代理者が代表理事を務める「農事組合法人フラップあぐり北三沢」が決定いたしました。当市の農業関係者にとって大変喜ばしいことであり、まずもって委員会を代表してお祝い申し上げます。

またこの功績に続いては、国において新たな首相及び内閣が決定し、注目の農業政策につきましては「多様で豊かな農林水産業」の構築が掲げられ、政策の積極的な取組みに期待をしております。

委員の皆様を含め地域農業者の方々には、農畜産物生産者としての立場からも、このような政策の動きにも注目しながら、地域農業の持続発展につなげていただければと思っておりますので、今後ともご尽力のほどよろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶

に代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長

ご異議なしと認め、4番 川嶋 敏明 君 ・ 10番 北澤 邦彦 君を指名いたします。

参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告願います。

局 長

それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに9月11日から10月12日までに行いました主な業務についてご報告いたします。

10月 6日に、第779回総会の議案検討会を開催しております。

本日、第779回総会を開催しております。

次に、9月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条の3第1項、相続の届出は3件で、1万1,035平米でした。

転用につきましては、5条の案件が3件の1,046平米でした。

貸借の解約は3件で、1万8,883平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

ここまでの合計は9件で、3万964平米となっております。
次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が2件で、田が8,041平米、畑が2,013平米でした。
農地中間管理事業につきましては、10年設定が12件で、田が5万4,152平米、畑が1万3,315平米でした。
現地調査につきましては1件で、内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。
続きまして、10月13日から11月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。
10月21日に、令和3年度第2回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市で予定され、会長と私が出席予定です。
10月29日に、県農業会議の第67回常設審議委員会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。
11月5日に、第780回総会の議案検討会を予定しております。
11月10日に、第780回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1は、字庭構の田1筆、97平米で、貸借契約を解約し、道路用地として買収の手続き行うものです。

番号2は、字庭構の畑1筆、田2筆の合計5,820平米で、貸借契約を解約し、贈与の手続き行うものです。

番号3は、字戸崎の畑1筆、1万2,966平米で、賃貸借契約を使用貸借に変更するために解約を行うものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

岡三沢四丁目の畑1筆で6平米、場所は桂温泉の東側になります。9月10日に立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員が調査を行った結果、当該地は現在、隣接する住宅用地として使用されており、所有者が測量した際、隣接者が境界を超えて建築したことが発覚したものの、悪意がなく建築後15年以上経過していることから、現況回

復命令はしない旨回答しております。

次に5ページをお開き願います。

報告第4号 和解の仲介の打ち切りについてご報告いたします。

本年5月総会で報告しておりました、農地法第25条第1項に基づく本件につきましては、三回にわたる仲介委員会の他、書面等における事情聴取や意向確認等を行い和解の仲介に努めて参りましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないとの判断に至り、今般、打ち切りを決定し、先月29日に打ち切り決定通知を発送し終了したものです。

今後の状況等につきましては、情報収集等を行いたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議 長

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について議題とします。

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは 6 ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は3件です。

利用権の設定について番号1、字淋代平の田1筆、2,764㎡、賃貸借権を10年間の新規設定です。場所は三沢市清掃センターから南東約500mに位置しています。

番号2、字淋代平の田3筆、11,354㎡、賃貸借権を令和5年3月31日までを契約期間とする新規設定です。

場所は元大野牧場から西に約500mに位置しています。

番号3、字堀口の田1筆、1,469㎡、賃貸借権を10年間の新規設定です。場所は堀口中学校から南に約100mに位置しています。

現地確認につきましては立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員同行

のもと、完了しています。
以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり
三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の
決定について議題とします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1
項の規定による 議事参与の制限に、8番千葉 準一君が該当しま
すので、審議が終了するまで一時退席願います。

《千葉委員一時退席》

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは7ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定
についてご説明いたします。

番号1、字庭構の田1筆、3,415㎡を10年間の賃貸借権設
定です。場所は、六川目集落から西に約1kmにあります。

以上です。

議 長 これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1は、原案
のとおり 三沢市長に対し 要請いたします。

議 長 審議が終了しましたので、8番 千葉 準一君の出席を認めます。

《千葉委員復帰》

議 長 続いて番号2の審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 番号2、字前平の田3筆、8,692㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、前平集落から西に100mほどにあります。
以上です。

議 長 これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号2は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 続いて番号3の審議にあたり、農業委員会等に関する法律 第31条 第1項の規定による 議事参与の制限に、12番 古田 武信 君が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

<古田委員退席>

議 長 それでは事務局より説明願います。

事務局 番号3、春日台4丁目の畑1筆、10,860㎡を10年間の使用借権設定です。場所は、三沢商業高校から南に約600mにあります。
以上です。

議 長 これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号3は、原案のとおり 三沢市長に対し 要請いたします。

議 長 審議が終了しましたので、12番 古田 武信 君の出席を認めます。

<古田委員出席>

議 長 続いて番号4から7までの審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 番号4から7まで、字淋代平から字堀口までの田と畑7筆、32,046㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。淋代平地区から字堀口までの地域が対象となります。
現地確認については立崎委員、浦田委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。
以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号4から7まで原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案3号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。

番号1～3番、塩釜地区、庭構の畑1筆田2筆、合計5,820㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。

譲受人を審査した結果、耕作面積は5,820㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め3名です。

場所はそれぞれ、塩釜集会所から南南西に約500mに畑、西南西に約600mのところに田があります。

番号4番、根井地区の畑1筆、6,927㎡を、知人間の売買による所有権移転の申請です。

譲受人を審査した結果、耕作面積11,073㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含めて2名です。

場所は根井集会所から北北西に約500mです。

番号5番は織笠地区周辺における営農型発電設備の下部における耕作を目的とした、田1筆、面積2,062㎡、期間20年の使用貸借の申請です。

譲受人は、北海道の法人農家です。審査したところ、北海道での耕作面積は21,516㎡で、三沢市での借入面積は、120,603㎡です。

借入後は、原木シイタケの栽培を予定しており、山梨の業者より指導を受け栽培するとのことです。

番号6は、番号5の農地で、営農型発電設備の上空部の利用権である区分地上権について、10年間の賃貸借の申請です。

こちらは区分地上権の申請となりますので、農地法第3条の確認要件のうち、賃借人等権利者への確認が要件となります。

譲受人は北海道の太陽光発電事業者です。審査したところ、賃借人の同意を得ており、また改良区からの意見書も提出済であることから問題は無いものと考えます。

また、3条による「区分地上権」の許可は、5条の許可と同時に行うこととなっていますので、番号6については、議案第4号、農地法第5条の一時転用が許可の場合は「許可」、不許可の場合は、「不許可」となります。

現地確認については、浦田委員・立崎委員・赤沼推進委員により、完了しております。

続いて5条申請の番号1について、議案第4号資料②と合わせてご覧ください。

譲受人は、北海道札幌市の太陽光発電事業者です。

譲渡人は、六川目1丁目の農家の方です。

場所は、市役所から北北東へ約12km、織笠町内と新森町内の間に位置する字庭構の田、一筆です。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置する支柱部分の一時転用で10年間の賃貸借権設定となります。

農地区分は、農用区域内農地ではありますが、太陽光発電施設下部で適切な営農を行う場合であれば、不許可の例外として一時転用許可が認められます。

太陽光パネルの下部では、原木しいたけを栽培する計画となっており、3条でご説明した北海道江差町で認定農業者の取得している法人が耕作します。

一時転用面積は、架台杭及び引込柱の約2㎡となります。

太陽光パネルは、1箇所あたりパネル216枚、発電出力は49.5kwとなっております。

事業費1060万円で、全額自己資金での対応となります。提出書類について確認した結果、事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないことや事業実施の確実性から、許可相当と判断します。

現地確認については、浦田委員・立崎委員・赤沼推進委員により、完了しております。

番号2について、議案第4号資料③と合わせてご覧ください。

譲受人は、字前平の会社役員の方です。

譲渡人は、栄町1丁目の無職の方です。

対象となる土地は、松原2丁目の田、1筆の848㎡です。

場所は、三沢市役所から南へ2km、三沢高校野球部グラウンドの西側に位置し、周辺は、住宅、農地が混在する地域です。

農地区分は、第2種農地ではありますが、代替地の検討もされており、やむを得ないものと認められます。

権利区分については、売買による所有権の移転です。

転用目的は、宅地で、木造2階建のアパート1棟の建築で、建築面積は321.09㎡です。

事業費は、総額1億2000万円で、全額自己資金での対応とな

ります。

周辺農地への対策として、生活雑排水については、下水道に接続し処理し、雨水については、敷地内に集水桝を整備し処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、浦田委員・立崎委員・赤沼推進委員により、完了しております。

以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第5号農地の現況照会に伴う農地・非農地の判定について議題とします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは 10 ページをお開きください。
議案第5号農地の現況照会に伴う農地・非農地の判定についてご説明いたします。
議案第5号資料と合わせてご覧ください。
案件は、2件です。

番号1は、所在地は岡三沢8丁目の畑、面積461㎡です。

場所は、平畑温泉東側の住宅地であります。

農地区分は、3種農地（用途地域内の農地）です。

当該地は、現況を確認したところ、長年、隣接する住宅の通路や庭と使用されており、周囲の状況や面積から見て、その土地を農地に復元しても継続して利用される見込みがないことから、農地法第2条第1項に規定する「農地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

続きまして番号2は、所在地は字堀口の畑、面積は881㎡です。

場所は、きざん三沢の南側となります。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第1.3条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 4番 川嶋 敏明

議事録署名者 10番 北澤 邦彦